

### 3 今後のスケジュール（予定）

日程	内容	内容
平成29年9月	第3期横浜市障害者プラン中間見直し	市民意見募集
平成29年10月	第3期横浜市障害者プラン中間見直し	市民意見募集・集計
平成29年12月	第3期横浜市障害者プラン改訂版	原案の策定
平成30年3月	第3期横浜市障害者プラン改訂版	確定

#### お問い合わせ先

横浜市健康福祉局障害企画課施策推進担当

〒231-0021 横浜市中区日本大通18（KRCビル6階）  
電話：045（671）3604 FAX：045（671）3566  
電子メール：kf-syoplan@city.yokohama.jp

キサトサ線

郵便はがき

231-8790

021



料金受取人払郵便  
横浜港局承認  
3360

差出有効期間  
平成30年3月  
31日まで  
(郵便切手不要)

<受取人>  
横浜市中区日本大通18 KRCビル6階

横浜市健康福祉局  
障害企画課 施策推進担当 行



あなたの年齢	1 20歳未満	2 20歳～29歳	3 30歳～39歳	4 40歳～49歳	5 50歳～59歳	6 60歳～69歳	7 70歳以上
ねんねい さいみまん	さい	さい	さい	さい	さい	さい	さいいじょう
1 20歳未満	2 20歳～29歳	3 30歳～39歳	4 40歳～49歳	5 50歳～59歳	6 60歳～69歳	7 70歳以上	
あなた	あなた	あなた	あなた	あなた	あなた	あなた	あなた

第3期横浜市障害者プラン中間見直し  
への御意見をお寄せください。  
募集期間  
平成29年9月25日（月）から  
平成29年10月25日（水）まで

#### ＜提出方法＞

- 次のいずれかの方法で、御意見をお寄せください。
- ① ハガキ（切手不用、10月25日消印有効）  
(左のはがきを切り取り、御使用ください。)
  - ② FAX：045（671）3566
  - ③ 電子メール：kf-syoplan@city.yokohama.jp  
※メールの件名は「障害者プラン意見」と表記してください。

#### ＜注意＞

- ・いただいた御意見の概要とそれに対する本市の考え方を整理し、後日ウェブページで公表します。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・いただいた御意見は公開する可能性がありますので、御承知ください。
- ・記入いただいた御意見の内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。

# 第3期横浜市障害者プラン

## 中間見直し

皆様の御意見を募集します。

募集期間 平成29年9月25日（月）から平成29年10月25日（水）まで

横浜市では、平成27年度から平成32年度までの6年を計画期間として、「自己選択・自己決定のもと住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として、障害福祉施策を進めています。この度、プラン推進開始から3年が経過するため、中間見直しを行い、後期3年間の方向性をまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

### 1 横浜市障害者プランとは

障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」の二つの性質を持つ横浜市の計画です。このうち「障害福祉計画」については、3年ごとに定めることとなっています。

また、平成28年の児童福祉法改正に伴い、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。本プランは既に障害児の施策及び障害福祉サービスごとに必要な利用の見込み量等についても定めているため、「障害福祉計画」のうち障害児を対象とした部分については、「障害児福祉計画」と位置付けます。

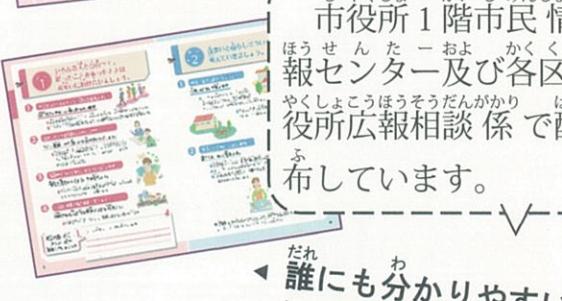
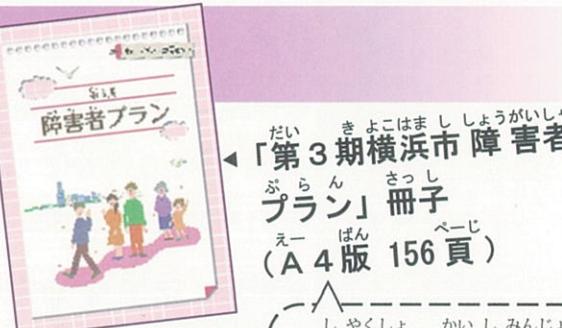
#### 【第3期横浜市障害者プランの構成】



◆障害者計画：障害者基本法に基づき、障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のため必要な個別の事業等を定める計画。

◆障害児福祉計画：障害者総合支援法（及び児童福祉法）に基づき、児童におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画。

よこはまし  
横浜市 健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局

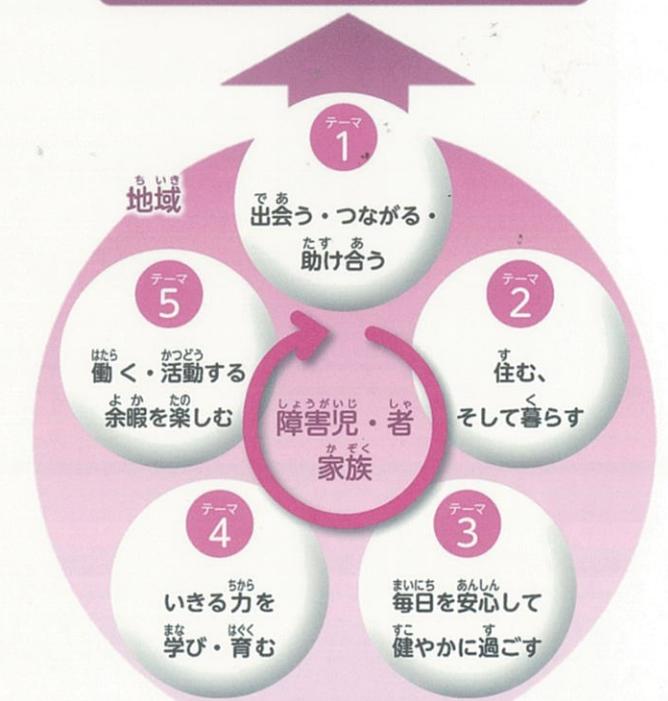


だれにも分かりやすい版  
(A4版 12頁)



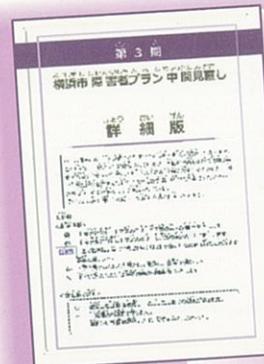
テーマ	内 容
テーマ1 出会う・つながる・助け合う	<p>◆相談支援の中核的な役割として「基幹相談支援センター」を全区の法人型障害者地域活動ホームに展開し、相談支援の強化を図りました。</p> <p>◆聴覚障害のある人へタブレット端末を活用した手話通訳サービスの提供等を全区役所窓口に展開しました。</p> <p>◆平成28年の障害者差別解消法の施行に基づき「障害者差別解消の推進に関する取組指針」等を策定しました。</p> <p>◆新規：地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を推進します。</p> <p>◆新規：発達障害者支援センターに地域支援マネジャーを増員し、障害福祉サービス事業所に対するコンサルテーションや研修を実施するとともに、地域住民への啓発を推進します。</p>
テーマ2 住む、そして暮らす	<p>◆親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの後見的支援制度を全区に展開しました。</p> <p>◆常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を支援するため、相談支援、生活介護、訪問看護サービス及び短期入所などを一體的に提供できる多機能型の拠点の3館目を平成29年4月に瀬谷区に開所しました。また、4館目の整備地決定に向け検討しています。</p> <p>◆平成28年6月に重症心身障害児者施設「横浜医療福祉センター港南」を開所しました。</p> <p>◆障害者の高齢化・重度化や親亡き後に備え、相談や緊急時の受入れ、居住支援等の機能を有する「地域生活支援拠点」の整備を平成31年度に全区展開します。</p> <p>◆新規：精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムを構築します。</p>
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす	<p>◆障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関として、知的障害者専門外来を3病院で開設しました。4病院目の開設に向け検討しています。</p> <p>◆新規：医療的ケア児・者等の支援のための関係機関の協議の場を設置します。</p> <p>◆新規：医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。</p>
テーマ4 いきる力を学び・育む	<p>◆子ども・子育て支援等（保育所、放課後児童健全育成事業所等）における障害児の受け入れ体制の整備を引き続き推進します。</p> <p>◆全ての特別支援学校（12校）でタブレット端末の実践研究を実施したことにより、児童生徒の経験が広がり学習姿勢や意欲が向上しました。</p> <p>◆特別な支援が必要な児童生徒が増加するなか、インクルーシブ教育システム構築のため、教育環境の充実を図ります。</p> <p>◆障害福祉の人材不足の解決に向け、民間事業者と協働して、有効な広報や打開策を検討していきます。</p>
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ	<p>◆障害者施設と企業等との受注に係るコーディネートを行う「よこはま障害者共同受注総合センター」を開設しました。平成32年度までに月額平均工賃10%以上上昇を目指します。</p> <p>◆移動支援に関する情報提供や人材育成をする移動情報センターを全区に展開しました。</p> <p>◆オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、スポーツ活動をサポートできる人材育成、利用しやすい場の確保を図ります。</p>

## 基本目標



本プランは、障害児・者の生活を「5つのテーマ」に分類し、施策を進めています。

御意見欄	期間：平成29年10月25日(水)まで
「第3期横浜市障害者プラン中間見直し」について自由に御意見をお寄せください。	



### テーマ別の振り返り及び見直し内容の詳細については、「第3期横浜市障害者プラン中間見直し詳細版」を御覧ください。

詳細版は、ウェブページ (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/topics/plan/>) に掲載しているほか、各区役所高齢・障害支援課及び横浜市健康福祉局障害企画課並びに横浜市こども青少年局障害児福祉保健課で御覧いただけます。

閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問い合わせ先」まで御連絡ください。

どうもありがとうございました。